○防衛省告示第百十八号

自衛隊法 (昭和二十九年法律第百六十五号) 第百五条第一項の規定により、 漁船の操業を制限し、 又は禁

止する区域及び期間並びにその条件を次のとおり定める。

令和五年六月十六日

防衛大臣 浜田 靖一

六ヶ所対空射撃場水域の 名 称	一区域 制限又は禁止区域	一区域期間	全ての漁船件
(青森県上北郡六ヶ	北緯四一度○四分○三秒、東経一四一度	令和五年七月一日	の操業の禁止
所村地先)	二三分一二秒の基点を中心とする半径二	から同年八月三十一	
	○、○○○メートルの圏中、真方位四三度	日までの間、毎日午	
	から一三三度までの射界を形成する扇形区	前八時から午後七時	
	域内の海面	まで	

域内の海面	から一三三度までの射界を形成する扇形区	○、○○○メートルの圏中、真方位四三度	二三分一二秒の基点を中心とする半径	北緯四一度○四分○三秒、東経一四一度	二区域
で	八時から午後七時ま	までの間、毎日午前	年	 令 和	二区域